

## 運営推進会議を活用した自己評価及び外部評価の実施の流れ

小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護については、1年に1回以上は自己評価及び外部評価を実施することとされています。

令和3年度から、認知症対応型共同生活介護の外部評価については、「評価機関による外部評価」又は「運営推進会議を活用した評価」のいずれかを選択することが可能とされたことから、運営推進会議を活用した評価の方法について以下のとおり取りまとめましたので、事業運営の参考としてください。

## 運営推進会議を活用した評価

評価機関による外部評価によらず、運営推進会議において評価を行う場合は、次により実施してください。（「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項（第182条第1項において準用する場合を含む）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施について」（平成27年3月27日老振発0327第4号、老老発第0327第1号）（以下「評価実施通知」という。）

## 1 実施頻度

外部評価は、少なくとも年1回以上実施する必要があります。

## 2 目的

## (1) 自己評価

事業所自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、認知症対応型共同生活介護事業所として提供するサービスについて、個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものです。

## (2) 運営推進会議での評価

自己評価で取りまとめた当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について、運営推進会議に報告した上で、利用者、市町村職員、地域住民等が第三者の観点からの意見を得ることにより、新たな課題や改善点を明らかにし、サービスの質の向上を図るとともに、地域包括ケアの中で当該事業所が果たすべき役割を明らかにしていくことを目指すものです。

運営推進会議の構成員には、利用者、利用者家族、地域の代表者等も含まれることから、自己評価において明らかになった課題等について、様式の掲示のみならず、具体的な内容やその改善方法等を明らかにした資料を提供するなど、構成員が評価に参加しやすい環境づくりに配慮してください。

## 3 様式例

評価実施通知の3において、自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール（別紙2の2）が示されていますので活用してください。

#### 4 評価の手順

- (1) 職員各自が自己評価を実施します。
- (2) 管理者がそれを集約し、活用ツールの自己評価の欄を記入します。
- (3) 運営推進会議において、記入した活用ツールについて報告・説明し、意見をもらう。必要に応じて、話し合いに必要な資料も準備します。
- (4) 運営推進会議で出た意見をもとに、活用ツール（別紙2の2）の外部評価の欄を記入します。
- (5) 完成した活用ツール（別紙2の2）を事業所での掲示やホームページへの公開により公表するとともに、市に提出します。

#### 5 公正中立な第三者の参加

運営推進会議における評価を行う場合は、市職員又は地域包括支援センター職員、サービスや評価について知見を有し公正・中立な第三者（事業者団体関係者、学識経験者、外部評価調査員研修修了者等）の立場にある物の参加が必要です。

これらの者が、やむを得ない事情により、運営推進会議への出席が困難な場合であっても、事前に資料を送付し、得た意見を運営推進会議に報告する等により、一定の関与を確保してください。

#### 6 運営推進会議で評価を行う場合の留意点

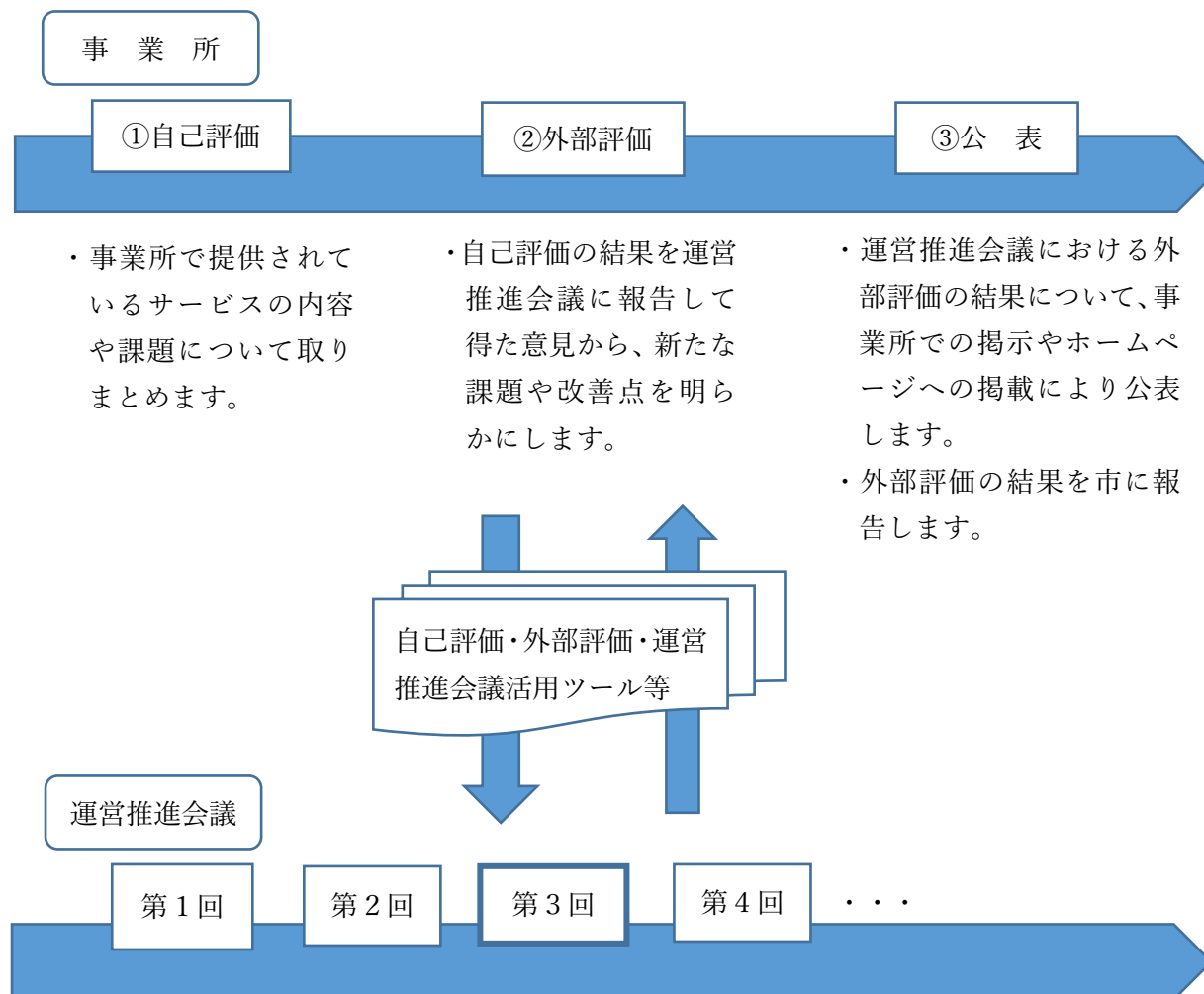
- (1) 運営推進会議のうち、少なくとも1回は評価を実施する回をすること。
- (2) 運営推進会議で外部評価を行う際は、事業所単独で運営推進会議を行うこと（複数事業所合同で運営推進会議を行う際は、外部評価を行うことができません。）
- (3) 外部評価を2年に1回とすることができる場合の要件の一つである「過去に外部評価を5年間継続して実施している」ことについては、運営推進会議における評価を行った場合は、継続年数に参入することはできないこと。

Q 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第8項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」において、事業所の外部評価の実施回数について、本来1年に1回以上のところ、2年に1回とすることができる場合の要件の一つとして「過去に外部評価を5年間継続して実施している」ことが挙げられているが、運営推進会議における評価を行った場合、外部評価を実施したとみなして継続年数に算入することができるか。

A できない。継続年数に算入することができるのは、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第97条第8項第1号に規定する外部の者による評価を行った場合に限られる。

令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 4) (令和3年3月29日)

## 運営推進会議を活用した外部評価のイメージ



## ●運営推進会議

- おおむね2月に1回（年6回）以上開催が必要です。
- 1年に1回以上実施する外部評価について、令和3年度からは事業所が自己評価の結果を運営推進会議に報告して評価を受けることにより実施することができるようになりました。

## ●評価を受ける運営推進会議の要件

- 評価を実施する運営推進会議には、次の構成員の出席を必要とします。

- ・市職員又は地域包括支援センター職員
- ・サービスや評価に知見を有し校正・中立な立場の第三者

（例）事業者団体関係者、学識経験者、外部評価調査員研修修了者等

※やむを得ない事情により出席できない場合についても、事前に資料を送付し得た回答を運営推進会議に報告する等、一定の関与を確保する必要があります。